

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 徳島県
農業委員会名： つるぎ町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	705	農業就業者数	353	認定農業者	21
自給的農家数	528	女性	170	基本構想水準到達者	0
販売農家数	177	40代以下	24	認定新規就農者	0
主業農家数	17	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	1
準主業農家数	17			集落営農経営	0
副業的農家数	143			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	82	540	452	88	—	622
経営耕地面積	21	93	44	49	—	114
遊休農地面積	2	25	25	—	—	27
農地台帳面積	102	1132	1132	—	—	1234

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	1	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	7	7	5

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積 622 ha	これまでの集積面積 76.1 ha	集積率 12%
課 題	農業就業人口の減少や農業従事者の高齢化等に伴い、遊休農地の増加・農地の分散等による耕作農地の確保・農地の有効利用を図ることが困難となっている。更なる農地の利用集積が急務となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 85 ha	(うち新規集積面積 2 ha)
活動計画	目標設定の考え方:産業経済課は、農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標の達成のために、毎年2haの集積を目標としており、農業委員会としても産業経済課と連携し、当該目標の達成を目指す必要があると考える。 農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」による担い手への農地集積と集約化に向けた活動を進めるため、年1回(7月発行)、町広報誌により、その農地活用等の周知に努める。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	農業従事者の高齢化が進んでいることや後継者不足に伴い担い手数が減少している。今後は、認定農業者制度や法人化の意義・メリット等を分かり易く説明する場を設け、新規参入者の確保を図る。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.3 ha
活動計画	随時、担い手の育成や新規就農希望者の各種相談や支援を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	622 ha	27 ha	43%
課 題	特に山間部における遊休農地については、所有者の高齢化や後継者の転出などにより解消が難しい状況であり、今後も所有者の把握等の事務が必須である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者の把握・指導によって、遊休農地の解消を目指すことが必須である。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		25人	8月～10月
	調査方法	管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施、遊休化している場合は、当該農地等の状況を詳しく確認。	
		農地の利用意向調査	実施時期
8月～10月	11月～1月		
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	622 ha	0 ha
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上での課題である。特に山間部においては、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり重点的な監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	随時、農地パトロールや農業委員・農地利用最適化推進委員による巡回指導を行い、農地への産業廃棄物等の不法投棄防止と共に農地の違反転用の早期発見・対策を推進する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入